

# 下水道使用料の改定について

## 1. はじめに

市内全域の下水道（農業集落排水および合併処理浄化槽などの類似施設を含む。）使用料に関する料金体系の均衡を図り、安定した下水道経営を行うため下水道料金の改定を行いたい。

## 2. 使用料改定の経緯について

- ① 平成 17 年 10 月 28 日「飯山市自立のための提言書」を受け、各地区において自立懇談会を開催し、今後の受益者負担の見直しについての方向を示す中で、17 年間改定がなかった下水道使用料の改定について市民の理解を求めてきました。
- ② 平成 17 年 12 月から翌年の 1 月にかけて開催された水道料金等審議会において「諮問どおり改定することはやむを得ない」との答申を受けました。併せて「下水道事業の健全経営」と「3 年ごとの料金体系見直しすることを基本とする」とされました。下水道使用料の改定率は 7% でした。
- ③ 平成 18 年 3 月にまとめられた「飯山市自立のための計画書」では、受益者負担の見直しの中で「平成 18 年度の改定後、3 年ごとに（平成 21 年、24 年…）を目途に 7% ずつの料金引き上げを予定」とされています。
- ④ 平成 18 年 3 月議会において、水道料金等審議会の答申どおり下水道使用料の改定に伴う飯山市下水道条例の改正案を提出し可決されました。簡易水道使用地区は同年 6 月分使用料から、上水道使用地区は 7 月分使用料から新たな下水道使用料が適用されました。
- ⑤ 平成 20 年 12 月から翌年の 1 月にかけて開催された水道料金等審議会にて「諮問どおりの改定（6.6%）はやむなし」と答申されました。さらに「将来的には料金体系を統一するよう努力されたい」、「3 年ごとに料金体系の見直しを行うことを基本とする」とされました。
- ⑥ 平成 21 年 3 月議会において、水道料金等審議会の答申どおり下水道使用料の改定に伴う飯山市下水道条例の改正案を提出し可決されました。簡易水道使用地区は同年 6 月分使用料から、上水道使用地区は 7 月分使用料から新たな下水道使用料が適用されました。

## 3. 使用料改定の必要性について

- ① 平成 18 年 3 月にまとめられた「飯山市自立のための計画書」において、「平成 18 年度の改定後、3 年ごとに（平成 21 年、24 年…）を目途に 7% ずつの料金引き上げを予定しています」とされています。
- ② また、下水道経営の安定を図るために、飯山市の一般会計から下水道の特別会計（公共、特環、農集の 3 会計）への繰出金を支出していますが、飯山市の財政も年々厳しくなっていて、今まで通りの繰出しは困難になることが予想される。
- ③ 施設整備に要した多額の起債償還が下水道経営を圧迫している。
- ④ 施設の老朽化等による修繕費等の維持管理費増加、また近い将来見込まれる大規模改修を今から想定した使用料の設定をする必要がある。

#### 4. 使用料の改定（案）について

- ① 第 3 回目となる料金改定を平成 24 年に向けて行いたい。
- ② 料金体系（公共、戸狩特環、農集 2 体系）を改定したい。（別紙のとおり）
- ③ 少量使用世帯に配慮するため、基本料金は公共下水道の基本料金として据置とする。
- ③ 将来の下水道料金統一を踏まえた改定としたい。
- ④ 改定率は加重平均で 1.8% 増としたい。  
例 一般家庭（30 m<sup>3</sup>/月）使用料で 0.7～1.9% 増
- ⑤ 改定時期については、  
平成 24 年 5 月分として徴収する使用料から適用（上水地区）  
平成 24 年 6 月分として徴収する使用料から適用（簡水地区）

#### 5. 将来に向けて

将来的には接続可能な農集を公共下水道に接続することも考え、均一サービスに対する対価として下水道料金の統一を更に進めたい。